

安心できる老後を

支える社会保障制度



▲ひろせ老人福祉センターで

国民年金は、やがて訪れる長い老後の生活を支える大切なもの。現役世代が納める保険料が高齢者世代を支え、現役で働いている人たちが高齢者になったとき、次の世代の人たちの納める保険料が支えてくれるという「世代間扶養の仕組み」です。この制度は国が責任をもって運営しているため、安心して生涯にわたり年金を受けることができます。

問い合わせは国保年金課 ☎ 890-6254、前橋社会保険事務所（国領二丁目） ☎ 231-1705へ。

国民年金は、老後生活を保障する老齢基礎年金だけではありません。病気やけが、事故などで障害が残ったときの障害基礎年金、一家の働き手が亡くなったときの遺族基礎年金などがあります。これらの年金を受けるには保険料を納めていることが必要です。

65歳から支給 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、原則として保険料を納めた期間、免除を受けた期間などを合わせて二十五

年以上ある人が受給対象です。これを満たす人が、六十五歳になったときに支給されます。

ただし、本人の希望によって、六十歳以上六十五歳未満の間に年金を受け取ること（繰り上げ支給）もできますが、この場合には、年齢や誕生月に応じて年金額が減額されます。ただし、繰り上げ請求をした後、本人が六十五歳前に障害者や寡婦となったときには、障害基礎年金や寡婦年金が支給されない場合もあります。

また、六十六歳以降からの年

年金の請求先

請求する年金

請求先

老齢基礎年金	第1号被保険者期間のみの場合	市役所
	第2号・第3号被保険者期間を含む場合	社会保険事務所
障害基礎年金	第1号被保険者期間に初診日がある場合	市役所
	第3号被保険者期間に初診日がある場合	社会保険事務所
遺族基礎年金	第1号被保険者期間に死亡した場合	市役所
	第3号被保険者期間に死亡した場合	社会保険事務所

第1号被保険者...農業・自営業者・学生など

第2号被保険者...会社員・公務員など

第3号被保険者...第2号被保険者に扶養されている配偶者

海外転出者も 加入できます

国民年金の被保険者は日本に住む二十歳から六十歳未満までの人が対象です。海外転出し、海外居住する人が引き続き国民

金受け取り（繰り下げ支給）を希望する場合には、年金額が増額されます。なお、いったん減額・増額された支給率は生涯変わりません。

年金に加入する場合は、任意加入の届け出が必要。日本国籍を持つ二十歳から六十四歳までの人が加入できます。保険料の納め方は、次の二つの方法があります。出国前に相談ください。

海外転出届け出時に市内に住む親族を納付協力者と定めて本人に代わり納める。日本国民年金協会（03-3265-2885）に納付を依頼する。